平成２１年（フ）第６５０号
兵庫県尼崎市富松町３丁目17番１号　シティーパーク富松202号
債務者　一橋　　舞
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８４号
兵庫県尼崎市寺町23番地の７
債務者　森本　直美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１６号
広島県安芸郡海田町三迫３丁目16番18号
債務者　小島　正典
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１５号
広島市西区鈴が峰町38番６―504号
債務者　川岡　克久
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５９号
広島市東区中山新町３丁目３番４－１号
債務者　福原　理恵（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１９号
広島市東区山根町６番13号
債務者　米田　幸司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２５号
広島市西区庚午南１丁目24番11―203号
債務者　福山　千春
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４７号
広島市東区曙４丁目１番３―101号
債務者　山岡　　悟
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６０号
広島県安芸郡海田町東昭和町２番３―402号
債務者　西村　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６３号
広島市安佐南区祇園３丁目16番13号
債務者　吉川　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６４号
広島市安佐南区緑井８丁目28番33号西村アパート５号
債務者　沖野　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７６号
広島市南区松川町１番15―301号
債務者　片岡喜久枝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８号
福岡県久留米市高良内町175番地
債務者　津田志穂美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４０号
福岡県久留米市大善寺町宮本390番地９
債務者　財部　　亮
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地４　望羊団地２号棟204号室
債務者　三宅久美子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２１９号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号　ジュピエル北央202
債務者　高松　洋二
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５６号
富山県高岡市井口本江191番地５　山商ハイツ21．217号
債務者　横内　正信
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６７号
富山県小矢部市綾子4024番地
債務者　八十島静枝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部